

青森県報

号外第七十八号

平成二十二年
十月十二日
(火曜日)

目次

選挙管理委員会

大鰐町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに係る裁決……………(事務局) ……

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

平成二十二年六月二十七日執行の大鰐町長選挙における当選の効力に関し、南津軽郡大鰐町大字蔵館字古館一五六番地一、三ッ橋志朗から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十五条の規定により告示する。

平成二十二年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

裁 決 書

南津軽郡大鰐町大字蔵館字古館一五六番地一

審査申立人 三ッ橋 志朗(六十六歳)

右審査申立人から、平成二十二年八月五日付けをもって提起された同年六月二十七日執行の大鰐町長選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次

のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、平成二十二年六月二十七日執行の大鰐町長選挙(以下「本件選挙」という。)の当選の効力に関し、大鰐町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対して異議の申出をしたところ、町委員会は、同年七月十六日付けをもって棄却の決定(以下「原決定」という。)を行った。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人山田年伸(以下「山田候補」という。)の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件選挙において無効票とされた投票の中に、「油川和男」と記載された票(以下「本件投票」という。)(が一票あったが、本件選挙においては、「和男」という名の候補者は二川原和男(にがわらかずお)候補(以下「二川原候補」という。)(のみである。また、大鰐町内においては昭和六十一年から平成十四年まで町長を務めていた「油川和世(あぶらかわかずよ)」という人物がいるが、二川原候補と油川元町長の名は「和男」「和世」と類似しており、両者とも氏に「川」の字が含まれていることもあって、二川原候補は町長だったころも、誤って「油川和男」と呼ばれることがあった。なお、同町内に「油川和男(あぶらかわかずお)」という人物は実在するが、同人は同町内で「はしばた食堂」という食堂を営んでいるものの町議会議員等大鰐町の政治的リーダーの一人として活動したことは皆無であり地方的に著名な人物とはいえず、実在する「油川和男」に投票したと推認すべき特段の事情もない。したがって、本件投票は、二川原候補に投票された有効投票と判断するべき投票である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、町委員会に弁明書の提出を求め、これを徴し、申立人に送付した上で反論書の提出を求め、これを徴した。また、町委員会が保管する本件選挙の全投票について職権により提出を求め、平成二十二年九月二十四日、大鰐町役場議場内において、町委員会委員長他一名の立会い及び申立人他一名の参観のもとに、その梱包及び封印に異常のないことを確認した上で、開剥点検を行った。

開剥点検においては、提出を求めた投票の数が選挙録記載のとおりであることを確

認した上で、申立人が申立理由において主張する投票のみならず、提出を求めたすべの投票について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第六十八条の規定に反しない限りにおいて法第六十七条後段の規定の趣旨にのっとり、その効力及び帰属について厳正公平に検討した。

一 申立理由について

別記一の投票（本件投票）は、無効投票中に存在したものであるが、「油川和男」と明瞭に記載されており、その記載は、二川原候補の名である「和男」とは一致するが、氏の「二川原（にがわら）」と「油川（あぶらかわ）」はともに「川」の字を含むものの、「二川原」は漢字で三文字、平仮名で四文字であるのに対し、「油川」は漢字で二文字、平仮名で五文字であり、文字の配置等が異なり、全体としての視感及び音感が明らかに異なることから、相互の類似性が薄いものと認められる。本件選挙において「和男」の名を持つ候補者は二川原候補しか存在しないものの、人を区別するときはその人の氏を書き又は氏を呼ぶことが通常であること、当該投票においては明瞭に「油川和男」と記載されていること及び「二川原」と「油川」の相互の氏を構成する文字の類似性が薄いことを考慮すると、二川原候補の氏を記載しようとして誤記したものと認められない。

ところで、申立人は、大鰐町においては、昭和六十一年から平成十四年まで「油川和世」が町長を務めていたところ、「二川原候補」と「油川和世」の名は「和男」「和世」と類似しており、両者とも氏に「川」の字が含まれていることもあり、二川原候補は、町長だったところも、誤って「油川和男」と呼ばれることがあったこと及び大鰐町内に実在する「油川和男」は地方的に著名とはいえないので、本件投票については、実在する「油川和男」を記載したと推認すべき特段の事情もないことから、本件投票は、二川原候補の投票であると主張しているため、その主張について検討する。

まず、当委員会において、大鰐町内に実在する元町長「油川和世」について調査したところ、同人は、昭和六十一年七月から平成十四年七月までの四期十六年にわたり大鰐町長を務めているが、それ以前にも同町の助役をおよそ八年にわたり務め、町長退任後の現在も大鰐町に主たる事務所を有する財団法人青森県スキー連盟の会長等の職を務めていることが確認された。このため、同人は、同町内においては相当の著名な人物であるということができ、選挙人が本件選挙において同人に対して投票しようとして誤記したと推認される特段の事情があったと認められることから、二川原候補の氏名を記載しようとしてその氏を誤記したものと認められない。

次に、大鰐町内に実在する「油川和男」について調査したところ、同人は、同町内において食堂を経営しているが、過去において商業関係の団体等の役員として活動したことがあり、現在においても商業関係の団体の役員を務めていることが確認された。このため、同人は、同町内においてそれなりの知名度はあるものの、選挙に立候補したことは一度もないことから、選挙人が本件選挙において同人に対して投票しようとしたと推認される特段の事情は認められなかった。

なお、当委員会において、申立人に対し、申立人が主張する「二川原候補が町長だったところも誤って「油川和男」と呼ばれたことがあった」という事実を証明する物件がある場合は当委員会に提出するように平成二十二年九月九日付けの県選挙管理委員会委員長名の文書により求めたところ、提出期限として示した九月二十四日（金）及びそれ以後も当委員会に対して提出はなかったものである。

したがって、本件投票は、その記載において二川原候補の氏名との類似性が薄く、同町内において著名な人物である「油川和世」の氏名を書こうとして誤って、視感及び音感が類似する「油川和男」と記載したものであると推認されることから、法第六十八条第一項第二号に規定されている「公職の候補者でない者の氏名を記載したものに該当し、無効投票と解する。」

二 投票の効力に検討を要すると判断した投票について

当委員会は、投票を点検した結果、申立人の申立てに係る投票以外に投票の効力について検討を要するものとして、山田候補の有効投票中に別記二及び別記三の二票並びに二川原候補の有効投票中に別記四から別記六までの三票を認め、当該投票を写真撮影及び複写して慎重に検討した上、次のとおり判断した。

(1) 別記二の投票について

別記二の投票は、山田候補の有効投票中に存在したものであるが、この投票の「文字目は「山」と記載されていること、二文字目は「田」の文字と字形が類似していることから、「山田」と記載したものと認められる。これらの二文字の上部に垂直に真下に向かって線を引いた後、右上方に跳ねた記載があるが、その書き出し位置が、氏名を書き始める上で最適な位置であり、垂直に真下に向かって記載されている部分の長いことから、日頃文字を書き慣れない選挙人が、目印を付けるために記載したものでなく、「山」と記載しようとして垂直に真下に向かって線を記入し、右上方に跳ねたところで、字形又は筆順の誤り等に気付いたためにその記載を中止し、その下部に「山田」と記載し直したものと認められることから、この記載は有意の他事記載には該当せず、別記二の投票は、同候補の

有効投票と解する。

(2) 別記三の投票について

別記三の投票は、山田候補の有効投票中に存在したものであるが、投票用紙を上下逆に使用しており、記載の筆勢、態様からみて、日頃文字を書き慣れない選挙人が記載したような文字で記載されていること、候補者中に「山田」姓の候補者は山田候補しか存在しないこと、「山田」と記載した後、第一字目を不正確ながらも「た」と記載したものと認められ、「と」と「た」は同じた行で音感が類似すること、第二字目は「つ」と読めるが、「し」を回転させた形とも類似していること、第三字目を片仮名で「ノ」と記載していること、第四字目の「フ」を「リ」と誤記したものと認められ、全体として山田候補の名である「としのぶ」に類似していることから、同候補の有効投票と解する。

(3) 別記四の投票について

別記四の投票は、二川原候補の有効投票中に存在したものであるが、二川原候補の氏名の右側に「町お良くして 山壮なくしない」との記載が認められ、この記載は、二川原候補への要望を表明した意識的な記載と理解することができ、第六十八条第一項第六号本文に規定されている「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」に該当し、同号ただし書に規定されている「職業、身分、住所又は敬称の類を記入したもの」に該当しないことから、無効投票と解する。

(4) 別記五の投票について

別記五の投票は、二川原候補の有効投票中に存在したものであるが、その筆勢態様からみて、日頃文字を書き慣れない選挙人が、漢字、片仮名及び平仮名の組合せにより、「ニカワラ」、「ニカワラ」又は「二川原」と記載しようとしたものと認められることから、同候補の有効投票と解する。

(5) 別記六の投票について

別記六の投票は、二川原候補の有効投票中に存在したものであるが、その筆勢態様からみて、日頃文字を書き慣れない選挙人が、不正確な字形ながら、平仮名により「にがわら」と記載しようとしたものと認められることから、同候補の有効投票と解する。

三 開披点検の結果による候補者の有効投票数の異動について

前述したとおり、当委員会の判断の結果、山田候補及び二川原候補の有効投票数は、次のとおりとなる。

(1) 山田候補の有効投票数

山田候補の有効投票数は、本件選挙の選挙会（以下「選挙会」という。）の決定どおり三、五二四票である。

(2) 二川原候補の有効投票数

二川原候補の有効投票数は、選挙会で決定された三、五二四票から一票を減じた三、五二三票となる。


以上の結果から、二川原候補の有効投票数は、山田候補の有効投票数を下回ることとなり、原決定を取り消し、山田候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成二十二年十月八日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

別記一

こう ほん しゃ し めい 候 補 者 氏 名


別記二

こう ほん しゃ し めい 候 補 者 氏 名


別記三

こうほしゃしめい
候補者氏名

川口 斗田 川

別記四

こうほしゃしめい
候補者氏名

町お良くして
三川原 和男
山 壯 なくし
た

別記五

こうほしゃしめい
候補者氏名

三 井 三

別記六

こうほしゃしめい
候補者氏名

三 井 三

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭